

学校教育における食品添加物の取扱いについて

東京都立桐ヶ丘高等学校家庭科教諭

石井 麻恵

1. <家庭科> 学習指導要領に示されている内容の取扱いについて

学習指導要領上の記載（一部抜粋）

<家庭>	目標	食に関する内容の取扱い
小学校 <家庭>	衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。	日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。 ア：食品の栄養的な特徴を知り、食品を組み合わせるとる必要があることが分かること。
中学校 <家庭分野>	実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。	食品の選択と日常食の調理の基礎について、次の事項を指導する。 ア：食品の品質を見分け、用途に応じて適切に選択することができること。 調理実習で用いる生鮮食品の良否と加工食品の表示を扱うこと。
高等学校 <家庭>	人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。 <フードデザイン> 栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させ、食事を総合的にデザインする能力と態度を育てる。	<家庭総合> (食生活の科学と文化)では栄養、食品、調理などについて科学的に理解させるとともに、食生活の文化に関心をもたせ、食品の選択や調理などの技術を習得して充実した食生活を営むことができるようにする。 <フードデザイン> 各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるように配慮する。

2. 食品添加物について高等学校家庭科教科書での取り上げ方

<家庭総合> 4社、<家庭基礎> 4社、<フードデザイン> 2社。計10冊の食品添加物についての取り上げ方をみると、分量は1/3ページ～1ページ。内容は定義、使用目的、種類、用途(目的、食品例など)、使用例、表示例、など。その他、毒性実験、輸入食品の薬剤、食品添加物が表示免除になる場合、食品添加物の一日摂取量と一日摂取許容量との比較など。

本文としては説明的な構成のもの、注意を促すもの(～食品添加物の摂取量を減らすように注意したい。食品添加物を取り過ぎないように、表示をよく読むことが大切である。～見直しを求める声もある。～どのような利点があるのかをよく考えたうえで食品を選ばなければなら

い。)がある。

3. 他教科の取扱い方の例

<理科総合> 科学技術の進歩と課題...身の回りの製品に含まれる物質 ~使い方や使う量によっては、健康や環境に悪影響を与えるものがあるので、正しい知識をもち、影響の少ないすぐれた物質を使うことが大切である。合成着色料の検出実験。

<科学> 食品と衣料の科学...食品の保存 参考資料として定義の説明

<保健・体育> 健康的な生活習慣、健康に好ましい環境をつくるための知識と能力を高める...。社会生活と健康...食品の安全性と行政の役割 食品衛生法にもとづいて行われていることの一例として示されている。

4. 時代とともにかわるもの、かわらないもの

学校という学習環境のあり方

子どもたちに身につけさせたい知識、技術、能力